

議案第 33 号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 3 福祉医療費助成事業における訪問看護療養費の助成対象化について

1 内容

兵庫県において福祉医療費助成事業に係る訪問看護療養費の助成対象化に伴い、県の「福祉医療費助成事業実施要綱」の改正が行われることから、本市においても県要綱の改正に準じ「宝塚市福祉医療費の助成に関する条例」の一部改正を行う。

2 改正の概要

(1) 訪問看護療養費に対する助成制度対象化の経緯

兵庫県では福祉医療費助成事業における訪問看護療養費を助成対象外としていたが、在宅医療の進展に伴う訪問看護へのニーズが増加していることを踏まえ、令和 3 年(2021 年)7 月 1 日から訪問看護療養費を助成対象とする。

(2) 対象者

福祉医療受給者(高齢期移行、障害者、高齢障害者、母子家庭等、乳幼児等、こども)

(3) 実施時期

令和 3 年(2021 年)7 月 1 日(福祉医療費助成事業の年度切替日)

3 本市の対応

(1) 兵庫県の「福祉医療費助成事業実施要綱」において所要の改正が行われることから、本市の「宝塚市福祉医療費の助成に関する条例」においても同様の改正を行う。

※条例施行日 令和 3 年(2021 年)7 月 1 日

(2) 予算措置については、福祉医療費助成事業に係る訪問看護療養費の適用者の 9 割が障害者医療助成事業の受給者であることから、本市の来年度予算においては、障害者医療扶助料に拡充分として約 1,500 万円を含め計上している。

(3) 市民への周知については、市ホームページへの掲載及び受給者証に制度内容を記すなど適切に進める。